

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健健康相談・健康教室関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、母子保健健康相談・健康教室関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

母子保健健康相談・健康教室関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

## 評価実施機関名

甲府市長

## 公表日

令和3年11月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健健康相談・健康教室関係事務
②事務の概要	<p>・母子保健法に基づき、妊産婦若しくはその配偶者、若しくは乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産、育児に関する保健指導を実施する。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。</p> <p>①妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な保健指導を実施する。(母子保健法第10条)</p> <p>②保健指導を受けることの勧奨を実施する。(母子保健法第10条)</p> <p>③妊娠の届出をした妊婦に対して、母子健康手帳を交付し、必要な保健指導を実施する。また、妊産婦及び乳幼児とその保護者が保健指導や健康診査等を受けたときは必要事項を記載する。(母子保健法第16条)</p> <p>④子育て世代包括支援センターとして、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施する。(母子保健法第22条)</p>
③システムの名称	健康管理システム(母子保健) 団体内統合宛名システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第49項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠): 26、56の2、69の2、87の項 (情報照会の根拠): 69の2、70の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第19、30、38条の3、44の各条 (情報照会の根拠): 第38条の3、39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部母子保健課
②所属長の役職名	母子保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-8950
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-8950

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ①部署	健康衛生課	母子保健課	事後	
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	健康衛生課長 星野 雅臣	母子保健課長 興石 和三	事後	
平成29年5月22日	I 7. 請求先	甲府市 福祉部健康衛生課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 子ども未来部 子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-8950	事後	
平成29年5月22日	I 8. 連絡先	甲府市 福祉部健康衛生課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 子ども未来部 子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-8950	事後	
平成31年2月4日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条および別表第1 第49号	番号法第9条第1項、別表第一 第49項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
平成31年2月4日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26、56の 2、70、87の各項	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):26、56の2、87の項 (情報照会の根拠):70の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19、30、44の各条 (情報照会の根拠):第39条	事後	
平成31年2月4日	I 5. ①部署	母子保健課	子ども未来部母子保健課	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②所属長	母子保健課長 興石 和三	母子保健課長	事後	
平成31年2月4日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年2月4日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年2月4日	I 1. ③	GPRIME保健総合システム(母子保健システム) 団体内統合宛名システム 中間サーバ	健康管理システム(母子保健) 団体内統合宛名システム 中間サーバ	事後	
平成31年2月4日	I 2. 特定個人情報ファイル 名	乳幼児情報ファイル	母子保健ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月27日	I 1. ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法に基づき、妊産婦若しくはその配偶者、若しくは乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産、育児に関する保健指導を実施する。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法に基づき、妊産婦若しくはその配偶者、若しくは乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産、育児に関する保健指導を実施する。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。</li> </ul>	事後	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>①妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な保健指導を実施する(母子保健法第10条)</li> <li>②保健指導を受けることの勧奨を実施する(母子保健法第10条)</li> <li>③妊娠の届出をした妊婦に対して、母子健康手帳を交付し、必要な保健指導を実施する。また、妊産婦及び乳幼児とその保護者が保健指導や健康診査等を受けたときは必要事項を記載する。(母子保健法第16条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な保健指導を実施する。(母子保健法第10条)</li> <li>②保健指導を受けることの勧奨を実施する。(母子保健法第10条)</li> <li>③妊娠の届出をした妊婦に対して、母子健康手帳を交付し、必要な保健指導を実施する。また、妊産婦及び乳幼児とその保護者が保健指導や健康診査等を受けたときは必要事項を記載する。(母子保健法第16条)</li> <li>④子育て世代包括支援センターとして、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施する。(母子保健法第</li> </ul>		
令和2年3月27日	I 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):26、56の2、87の項 (情報照会の根拠):70の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19、30、44の各条 (情報照会の根拠):第39条</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):26、56の2、69の2、87の項 (情報照会の根拠):69の2、70の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19、30、38条の3、44の各条 (情報照会の根拠):第38条の3、39条</p>	事後	
令和2年3月27日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月27日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年11月24日	I -4-②	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和3年11月24日	II -1. いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年11月24日	II -2. いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	